## 平成28年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	No 3		府省庁名 内閣府					
対象税目		個人	(住民税) 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他( )					
要望 項目名		子首	子育て支援に係る税制上の措置の検討					
要望内容(概要)		・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要)						
		• 特	・特例措置の内容					
関係		子育て支援に係る税制上の措置について、児童手当法の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 24 号)による改正後の児童手当法(昭和 46 年法律第 73 号)に規定する児童手当の支給並びに所得税並びに道府県民税及び市町村民税に係る扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。						
	条文		記童手当法の一部を改正する法律(平成24年法律第24号)附則第2条第1項 附 則 (検討) 第二条 政府は、速やかに、子育て支援に係る財政上又は税制上の措置等について、この法律による 改正後の児童手当法に規定する児童手当の支給並びに所得税並びに道府県民税及び市町村民税に係 る扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必 要な措置を講ずるものとする。					
減 見込		[初年度] — ( — ) [平年度] — ( — ) [改正増減収額] — (単位:百						
要望	理由	<del>-</del>	l )政策目的 子育て支援に係る経済的措置を講ずることにより、もって、家庭における生活の安定に寄与するとともに、児童					
		の健やかな成長に資すること。 (2) 施策の必要性						
		子ども・子育て支援については、家庭等における子育てを前提に社会全体でこれを支援していく必要。 直手当法の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 24 号)附則第 2 条第 1 項の規定に基づき、政府の検討 義務づけられている。						
本要 対応 縮源	する							
			ページ 3—1					

合理性	る	策体系におけ 政策目的の位 付け	
		策の 成目標	
		税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	
		同上の期間中 の達成目標	
		策目標の 成状況	_
有		望の措置の 用見込 <del>み</del>	_
効性	効 (	望の措置の 果見込み 手段としての 効性)	
	以	該要望項目 外の税制上の 援措置	国税(所得税)においても同様の要望を行っている。
相当	の	算上の措置等 要求内容 び金額	
性		上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	_
		望の措置の 当性	_
		ページ	3—2

	说負担軽減措 適用実績	置等の					
	「地方税に 税負担軽減 の適用状況 する報告書 おける適用	越措置等 兄等に関 書」に					
税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性)							
前回要望時の 達成目標							
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由			_				
j	これまでの要	望経緯	平成25年度、平成26年度及び平成27年度において同様の要望を行った(長期検討事項)。				
		ページ	3—3				